

アスベスト廃棄物処理施設に関する規定整備



アスベスト(石綿)を含む廃棄物の処理基準強化と、創設されたばかりの「アスベスト無害化処理認定制度」の対象となる廃棄物や認定基準、熔融施設の技術基準、維持管理の技術基準に関する規定整備などを内容とする「廃棄物処理法施行令」「同施行規則」改正概要案が2006年6月9日に公表され、この案について2006年7月8日まで意見募集が行われました。

「アスベスト無害化処理認定制度」は、アスベスト廃棄物の無害化処理促進を目的として、2006年2月10日に公布の「4法(大防法、地方財政法、建築基準法、廃棄物処理)一括改正法」により創設された制度で、国が安全性を確認したアスベスト廃棄物無害化処理施設に対し、廃棄物処理業許可・処理施設設置許可がなくても、アスベスト廃棄物の処理が実施できる認定を行うとするものです。

今回の改正内容は、この制度の認定基準として、以下のことなどを規定しています。

- ① 認定制度の対象となるアスベスト廃棄物の範囲
- ② 無害化処理の内容の基準
- ③ 無害化処理実施者の基準
- ④ 無害化処理施設の基準
- ⑤ 無害化処理認定申請書の記載事項の細則
- ⑥ 認定申請時の生活環境影響調査書類の添付の必要性

また、合わせてアスベスト廃棄物の処理基準強化を目的として、以下のことなどを定めています。

- ⑦ 法の対象となるアスベスト廃棄物(特別管理産業廃棄物)の範囲明確化
- ⑧ アスベスト廃棄物の収集、運搬、処分基準の整備
- ⑨ アスベスト含有産業廃棄物溶解施設の技術基準
- ⑩ 同・維持管理技術基準
- ⑪ アスベスト含有産業廃棄物の保管基準
- ⑫ アスベスト含有廃棄物処理時に行うべき情報伝達・管理措置など

当社では、大気・建材等のアスベスト分析を行っております。お気軽にお問い合わせください。

資料 2006年6月9日付 EIC ネット

環境分析箇所 重田郁美